

平成 30 年7月豪雨 被災された皆さまへの支援制度について

被災された皆さまには心からお見舞い申し上げます。

この度の豪雨による被害に対する支援制度をまとめているのでご活用ください。

※支援制度については、平成 30 年 8 月 6 日現在の情報です。

内容に変更、または追加がある場合があります。詳しくは担当課などへお問い合わせください。

平成 30 年 7 月豪雨で被災された皆さまへの支援制度(目次)

No.	種別	支援制度	※罹災 証明書	担当課など	ページ	
1	生活	罹災・被災証明書の交付			3	
2	支援	被災者生活再建支援金の支給	○		3	
3	支援金 見舞金	災害弔慰金の支給	○	復興対策課	4	
4		災害見舞金の支給	○		4	
5		災害障害見舞金の支給	○		4	
6	貸し付け	災害援護資金の貸し付け	○		4・5	
7		生活福祉資金制度による貸し付け	○	高梁市社会福祉協議会	5	
8	衛生関係	災害により発生したごみの受け入れ		環境課	5	
9		消毒薬の無料提供(家屋の消毒方法)		健康づくり課	6	
10	手数料 使用料	医療費の一部負担金の免除	△	医療連携課	6	
11		介護サービス利用料の免除	△	介護保険課	7	
12		障害福祉サービス利用料の支払い猶予および免除	△	福祉課	7	
13		住民票等証明書手数料の免除	○	市民課	7	
14		市税などに関する証明手数料の免除	○	税務課	8	
15		ケーブルテレビ利用料金 (基本月額利用料金)の免除		総務課	8	
16		水道料金および下水道使用料の減免	○	上下水道課	8	
17		豪雨により断水した地域の水道料金を減免			8	
18		税金 保険料	国民年金保険料免除・納付猶予(特例免除)	○	市民課/高梁年金事務所	8・9
19			後期高齢者医療保険料の減免	○	医療連携課	9
20	市税(料)の納付期限などの延長		○	税務課	9	
21	市税(料)の納税猶予		○		9	
22	市県民税(個人)の減免		○		9	
23	固定資産税および都市計画税の減免				9	
24	国民健康保険税の減免		○		10	
25	介護保険料の減免		○		10	
26	国県税の特別措置	○	高梁税務署 備中県民局税務部	10		

No.	種 別	支援メニュー	※罹災 証明書	担当課など	ページ
27	住宅 関係	災害家屋の土砂などの除去		福祉課	10
28		住宅の応急修理制度	○		10
29		一時的な市営住宅の提供	○	まちづくり課	11
30		民間賃貸住宅借上げ制度(みなし仮設住宅)	○		11
31	こども 教育	母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付け(住宅資金)		こども未来課	11
32		母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付け (償還期間の猶予)	○		11
33		児童扶養手当支給制限の解除			11
34		幼稚園・保育園・こども園の保育料の減免	○	12	
35		学童保育保護者負担金の減免	○	12	
36		学用品の給与	○	学校教育課	12
37	商工業 関係	事業者向け罹災証明書の発行		産業観光課	12
38		セーフティネット保証4号の適用(災害関連)			12
39		災害復旧貸付		日本政策金融公庫	13
40		雇用調整助成金の特例		ハローワーク高梁	13
41		雇用保険支給の特例			14
42	豪雨災害で被害を受けた事業者に対する特別相談窓口		産業観光課	14	
43	農林業 関係	農地・農業用施設災害復旧工事		農林課	14
44		林地災害復旧工事			14
45		農林漁業セーフティネット資金	○	日本政策金融公庫	14
46		農林漁業施設資金(災害復旧施設)	○	びほく農業協同組合	15
47	農業共済の補償		農業共済センター	15	
48	道路関係	生活道整備事業補助(災害復旧工事)		建設課	15
49		小規模建設工事助成(災害復旧工事)		西部土木事務所	15
50	奨学金	市貸し付け奨学金返還の猶予	○	教育総務課/介護保険課 こども未来課/医療連携課	15
51	その他	平成30年7月豪雨消費者トラブル110番		市民課	16
52		災害で運転免許証を無くされた人・破損された人の再交付手続き	○	岡山県警察本部運転免許課 高梁警察署	16
53		運転免許証の有効期間の延長			16
54		各種法律関係相談窓口(生活再建に利用できる相談窓口)		市民課	16
55		電気料金などに関する特別措置		中国電力高梁セールスセンター	16
56		自然災害を補償する損害保険について		(一社)日本損害保険協会	16

※^{りさい}罹災証明書欄 (空欄は罹災証明書が不要な制度)

○…罹災証明書が必要な制度 △…当初は必要ないが後日罹災証明書を確認する必要がある制度

1 罹災・被災証明書の交付

災害時に公的支援を受けるために必要な、住家の被害の程度を判定した「罹災証明書」を交付します。また、住家以外(倉庫、車庫、車など)の被害については「被災証明書」を交付します。

必要な書類

罹災・被災証明交付申請書、申請者本人や家族(3親等以内)以外の人がある場合は委任状、被害状況がわかる写真(可能な限り)、来る人の本人確認書類(免許証・保険証など)、来る人の印鑑

申請受付場所

場 所	住 所	電話番号	場 所	住 所	電話番号
市役所 1 階市民ホール	松原通 2043	(21)0265	巨瀬地域市民センター	巨瀬町 4864-1	(25)0001
有漢地域局	有漢町有漢 3387	(57)3200	中井地域市民センター	中井町西方 3158	(28)2001
成羽地域局	成羽町下原 1068-1	(42)3211	玉川地域市民センター	玉川町玉 1550	(22)2901
川上地域局	川上町地頭 1819-1	(48)2200	宇治地域市民センター	宇治町宇治 1690	(29)2001
備中地域局	備中町布賀 29-2	(45)2211	松原地域市民センター	松原町春木 669-1	(26)1001
津川地域市民センター	津川町今津 1801-1	(22)2169	高倉地域市民センター	高倉町田井 4532-2	(26)0059
川面地域市民センター	川面町 2212-1	(26)0001	落合地域市民センター	落合町阿部 2303-2	(22)2932

証明書の発行について

証明書は被害認定調査が終わり次第順次交付する予定です。被害認定調査が必要な場合は申請者へ連絡します。また、証明書の交付まで時間がかかる場合があります。交付準備が整い次第送付します。

☎復興対策課 ☎(21) 0246

2 被災者生活再建支援金の支給

災害により住居が全壊(大規模半壊)するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯を対象に「生活再建支援金」を支給します。なお、支援金の用途は限定されていません。

対象

①住居が全壊した世帯 ②住居が半壊、または住居の敷地に被害が生じ、その住居をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住居が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

支給額

下記の2つの支援金の合計額(世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額が4分の3になります)

住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) ※災害のあった日から13カ月の間に申請が必要
全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯など…100万円(対象の①～③に該当する場合)

大規模半壊…50万円(対象の④に該当する場合)

住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) ※災害のあった日から37カ月の間に申請が必要
建設・購入…200万円/補修…100万円/賃借…50万円(公営住宅を除く)

※世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額が4分の3になります。一旦住宅を賃借し、その後自ら居住する住宅を建設、

購入または補修するなど、加算支援金の2つ以上に該当する場合は、高い方の加算支援金を基礎支援金に加えます。

必要な書類

申請に必要な書類は次のとおりです。(被害状況により異なる)

		全 壊	全壊扱い		大規模半壊
			半壊により解体	敷地被害により解体	
基礎支援金	罹災証明書	○	○	○	○
	解体証明書		○	○	
	滅失登記簿謄本		○	○	
	敷地被害証明書類			○	
	住民票	○	○	○	○
	預金通帳の写し	○	○	○	○
加算支援金	契約書の写し	○	○	○	○

☎復興対策課 ☎(21) 0246

3 災害弔慰金の支給

災害により死亡した人の遺族に対して「災害弔慰金」を支給します。

対象

災害により死亡した人の遺族。支給の範囲および順位は次のとおりです。

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母

※①～⑤の遺族がない場合は兄弟姉妹に支給します。ただし、死亡した人の死亡当時に生計を同一にしていた人に限ります。

支給額

生計を主として維持していた人が死亡した場合…500万円／その他の人が死亡した場合…250万円

☎復興対策課 (21) 0246

4 災害見舞金の支給

被災した世帯に災害見舞金を支給します。

対象

被害を受けた日に市内に居住していた世帯

支給額

	母屋	付属建物
全壊または大規模半壊	10万円	5万円
半壊	5万円	3万円
半壊に達しない程度の破損、または床上に浸水 もしくは土砂、または竹木が堆積した場合	3万円	2万円
土砂が家屋に流入するか、崩土が家屋に接近した場合	2万円	1万円

※母屋および付属建物のどちらにも該当する場合は金額が高い方を支給します。作業場・車庫などの床上は土間から概ね50cm以上です。土砂流入などの基準はおおむね5㎡以上とします。

☎復興対策課 (21) 0246

5 災害障害見舞金の支給

災害に起因する負傷・疾病により、精神または身体に著しい障がいを受けた人に「災害障害見舞金」を支給します。

対象

災害により下記のような重い障がいを受けた人

両眼が失明した人／咀嚼および言語の機能を廃した人／神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する人／胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する人／両上肢をひじ関節以上で失った人／両上肢の用を全廃した人／両下肢をひざ関節以上で失った人／両下肢の用を全廃した人／精神または身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人

支給額

生計維持者が重度の障がいを受けた場合…250万円／その他の人が重度の障がいを受けた場合…125万円

☎復興対策課 (21) 0246

6 災害援護資金の貸し付け

災害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しに必要な資金を貸し付けます。

貸付条件

貸付利率…年3% (据置期間中は無利子) / 据置期間…3年以内 (特別の場合5年) / 償還期間…10年以内

申請

罹災証明書(原本)の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

貸付対象者および限度額

	貸付区分	貸付限度額
世帯主に1カ月以上の負傷がある場合	①家財の被害金額がその価額のおおむね1/3以上で住居の損害がない場合	150万円
	②家財の損害があり、住居の損害がない場合	250万円
	③住居が半壊した場合	270万円(350万円)
	④住居が全壊した場合	350万円
世帯主に1カ月以上の負傷がない場合	①家財の損害があり、住居の損害がない場合	150万円
	②住居が半壊した場合	170万円(250万円)
	③住居が全壊した場合(④の場合を除く)	250万円(350万円)
	④住居の全体が滅失、または流失した場合	350万円

※被災した住宅を建て直す際に、その住宅の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など、特別な事情がある場合は()内の金額になります。

☎復興対策課 ☎(21) 0246

7 生活福祉資金制度による貸し付け

金融機関などからの借入れが困難な低所得世帯や障がい者、高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な資金を貸し付けます。

貸付の種類

- ①緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用(緊急小口資金 特例貸付)
- ②災害を受けたことにより、臨時に必要な費用(福祉費(災害援護費))

対象

- ①緊急小口資金…被災した人で、県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯(低所得者世帯に限らない)
 - ②災害援護費…低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯
- ※「災害弔慰金の支給等に関する法律」の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外となります。

内容

	①緊急小口資金 特例貸付	②福祉費(災害援護費)
貸付限度額	10万円以内(特別な場合は20万円以内)	150万円以内
貸付率	無利子	連帯保証人あり…無利子/連帯保証人なし…年1.5%
据置期間	貸し付けの日から1年以内	貸し付けの日から6カ月以内
償還期間	据置期間経過後2年以内	据置期間経過後7年以内

その他

申請方法や内容などについては高梁市社会福祉協議会へお問い合わせください。

☎高梁市社会福祉協議会 ☎(22) 7243

8 災害により発生したごみの受け入れ

受け入れ先

ききょう緑地グラウンド(落合町近似93-1)/旧成羽高校グラウンド(成羽町成羽2782-1)
 ※旧成羽高校グラウンドの受け入れは8月31日(金)までです。また、災害ごみ搬出のため、8月20日(月)～24日(金)の間は旧成羽高校グラウンドでは受け入れができません。

受け入れ時間(月曜日～土曜日のみ)

午前9時～正午・午後1時～4時30分

受け入れ可能なごみ

可燃ごみ(布団類は分別)、畳、不燃ごみ、廃家電(家電4品目:テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)、コンクリートがら、木くず(柱・流木など)、土砂(土のうちも可)、廃タイヤ
 ※ドラム缶などの産業廃棄物は搬入できません。

その他

家庭ごみはごみステーションに出してください。しばらくの間、クリーンセンターでは自己搬入による可燃ごみ・不燃ごみの受け入れができません。自己搬入される場合はききょう緑地グラウンドへ搬入してください。また、缶・ペットボトル・ダンボールなどの資源ごみはリサイクルプラザへ搬入してください。

☎クリーンセンター ☎(22) 4651/環境課 ☎(21) 0259

9 消毒薬の無料提供(家屋の消毒方法)

被災した家屋などを所有している人に、消毒薬と消石灰を配布しています。感染症予防のためには清掃と乾燥が重要です。今回は被害にあった地域が広範囲のため、作業は各自でお願いします。消毒用資材の使用方法など詳しくはお問い合わせください。

配布資材

塩化ベンザルコニウム液(屋内用)／消石灰(屋外用)

対象

床上または床下浸水した家屋などを所有している人

注意事項

①塩化ベンザルコニウム液

	内容
消毒の対象	水に浸かった家屋の壁、床および家具など
使用方法	10%塩化ベンザルコニウム液を 100 倍に薄めて(0.1%にして)使用してください
消毒方法	汚水などで汚染された部分を十分に水洗いし、乾燥させた後に消毒を行ってください。 薄めた液に浸した布でよく拭いてください。拭いた後は十分に自然乾燥させてください。 霧吹きや噴霧器を使う場合は、濡れる程度に噴霧した後風通しのいい場所で乾燥させてください。
その他	受け取った消毒用資材は使いきってください。 ペットボトルで希釈される場合は、ペットボトルに「消毒液」と記載し誤飲を予防してください。 希釈した消毒液は、後片付けなどで汚染された場所や土に触れた手指の消毒にも同じ濃度で使用できます。汚れを水で落とした後に使用してください。

②消石灰

消石灰はアルカリ性で、肌や目に触れると炎症を起こします。特に、まいた消石灰が飛散して目に入ると大変危険です。目に入った場合はすぐに大量の水で流し、医療機関を受診しましょう。消石灰を使用する際は保護メガネ、手袋、保護マスクなどを着用のうえ使用してください。

☎健康づくり課☎(21)0267

10 医療費の一部負担金の免除

災害により被災した人は、医療機関などで診療を受ける際に窓口で下記に該当する旨を申告することで、一部負担金の支払いが免除されます。ただし、入院時の食費や居住費などは免除されません。

対象

高梁市国民健康保険および岡山県後期高齢者医療保険加入者で、①～⑤のいずれかに該当する人

①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人

②主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人

③主たる生計維持者の行方が不明である人

④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

※「罹災証明書」の提示は必要ありません。窓口で申告してください。(平成30年10月末まで)

医療機関に申告した内容について、後日「罹災証明書」などを確認する場合があります。

上記以外の保険の取扱いについては、各保険者にお問い合わせください。

期間

被災日から10月末診療分まで

被保険者証の提示について

被災した人は健康保険被保険者証がなくても医療機関などを受診することができます。

☎医療連携課☎(21)0258

11 介護サービス利用料の免除

被災した人は、介護サービスを利用する際に介護サービス事業所などの窓口で下記に該当する旨を申告することで、介護サービス利用料の支払いが免除されます。ただし、入院・入所時の食費・居住費などは除きます。

対象

高梁市介護保険被保険者で、①～⑤のいずれかに該当する人

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人
- ②主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人
- ③主たる生計維持者の行方が不明である人
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

※「罹災証明書」の提示は必要ありません。窓口で申告してください。(平成30年10月末まで)

利用した事業所に申告した内容について、後日「罹災証明書」などを確認する場合があります。

期間

平成30年7月から10月利用分まで

被保険者証の提示について

被災した人は、介護保険被保険者証がなくても介護サービスを受けることができます。

☎介護保険課 (21) 0299

12 障害福祉サービス利用料の支払い猶予および免除

市の障害福祉サービスなどの支給決定を受けている人で、被災した人は障害福祉サービスなどの利用料の支払いが猶予および免除されます。ただし、障害者支援施設などでの食費・居住費は除きます。

対象

障害福祉サービスなどの支給決定を受けている人で、①～⑤のいずれかに該当する人

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水、またはこれに準ずる被災をした人
- ②主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人
- ③主たる生計維持者の行方が不明である人
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

※「罹災証明書」の提示は必要ありません。窓口で申告してください。(平成30年10月末まで)

利用した事業所に申告した内容について、後日「罹災証明書」などを確認する場合があります。

期間

平成30年7月から10月利用分まで

☎福祉課 (21) 0284

13 住民票等証明書手数料の免除

被災した人の住民票等証明書手数料を免除します。

免除できる証明書の種類

住民票の写しなど、戸籍附票の写し、印鑑登録証明書、印鑑登録再交付手数料、身分に関する証明手数料、マイナンバー通知カードの再交付申請、マイナンバー個人番号カード再交付手数料、マイナンバー番号カード電子証明書再交付手数料

申請

各種証明書交付請求書に必要事項と請求理由を記入し、市民課へ提出してください。なお、申請時に「罹災証明書」の提示が必要です。(「罹災証明書」を提示できない場合は証明手数料免除申出書の提出が必要です) 複数枚の申請時に、提出先や目的などをお聞きする場合があります。

一般旅券発給手数料(一部減免)

一般旅券(パスポート)発給手数料については、岡山県のホームページをご確認ください。

☎市民課 (21) 0252 / 岡山県県民生活部国際課 ☎086 (256) 1000

14 市税などに関する証明書手数料の免除

被災した人の市税などに関する諸証明の手数料を免除します。

免除できる証明書の種類

市税などに関する証明手数料

① 1件につき 300 円

納税証明書、滞納なし証明書、市民税・県民税課税(所得)証明書、市民税・県民税非課税(所得)証明書、固定資産評価証明書、固定資産公課証明書、固定資産資産証明書、固定資産課税証明書、償却評価証明、償却資産課税台帳登録事項証明書、家屋滅失証明書、切絵図写し証明、切絵図写し、地籍集成図、一筆図形、名寄帳兼課税台帳の交付(土地、家屋台帳閲覧)

② 1件につき 1,300 円

住宅用家屋証明書

申請

各種証明書交付請求書に必要事項と請求理由を記入し提出してください。なお、申請時には「罹災証明書」を提示してください。「罹災証明書」を提示できない場合は、証明手数料免除申出書の提出が必要です

☎ 税務課 (21) 0215

15 ケーブルテレビ利用料金(基本月額利用料金)の免除

対象

災害により半壊、半焼または床上浸水以上程度の住家被害を受けたケーブルテレビ加入者世帯

内容

ケーブルテレビ利用料金(基本月額利用料金)の全額を、申請日の翌月以降2カ月間免除

申請

ケーブルテレビ利用料金減免対象者認定(変更)申請書を、総務課、各地域局、または各地域市民センターへ提出してください。

※「罹災証明書」は不要ですが、認定審査のため調査を行います。

☎ 総務課 (21) 0209

16 水道料金および下水道使用料の減免

被災した人の水道料金および下水道使用料が減免になる場合があります。

対象

高梁市水道および簡易水道使用者、公共下水道および特定環境保全公共下水道使用者で、「罹災証明書」の発行を受けた人

内容

8月請求分(7月使用分)、9月請求分(8月使用分)で前年同月分と比較して増加した水道料金を減免

必要な書類

水道料金・下水道使用料減免申請書、罹災証明書

☎ 上下水道課 (21) 0242

17 豪雨により断水した地域の水道料金の減免

対象

津川町(辻巻を除く)、川面町、巨瀬町、玉川町玉、松原町、高倉町、落合町、松山(広瀬、河内谷)、中井町西方(入江地区)、宇治町(柴原地区)、備中町(黒鳥簡易水道区域、田原簡易水道区域)に住んでいる人

内容

9月請求分(8月使用分)で基本料金の40%相当分を減免

☎ 上下水道課 (21) 0242

18 国民年金保険料免除・納付猶予(特例免除)

被災した人の国民年金保険料が全額免除になる場合があります。

対象

住宅・家財・その他財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた人

特別減免に必要な書類

国民年金保険料免除・納付猶予申請書、被災状況届、罹災証明書(写し)

期間

平成30年6月分から平成32年6月分まで

☎高梁年金事務所国民年金課☎(21)0570/市民課☎(21)0252

19 後期高齢者医療保険料の減免

被災した人は後期高齢者医療保険料の減免対象となります。

全額免除の対象

居住する住宅が被害を受けた人で、「罹災証明書」のり災程度が床上浸水以上、または半壊以上である人

減免の対象

下記の①～④に該当する被害を受けた人(詳しくはお問い合わせください)

① 主たる生計維持者が死亡、または重篤な疾病を負った人 ② 主たる生計維持者の行方が不明である人 ③ 主たる生計維持者の収入減少が見込まれる人 ④ 主たる生計維持者以外の人(被保険者)で、その行方が不明である人

対象となる保険料

平成30年度分の保険料で、り災日から平成31年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収は年金給付の支払日)が設定されているもの

☎医療連携課☎(21)0258

20 市税(料)の納付期限などの延長

被災した人で、納期限までに市税(料)の納付ができない場合は、被災以後の申告・申請・納付期限の延長について個別の相談に応じます。詳しくはお問い合わせください。

☎税務課☎(21)0215

21 市税(料)の納税猶予

被災した人で、納期限などを延長してもなお納付が困難な人について個別の納税相談に応じます。詳しくはお問い合わせください。

対象となる税金

被災以後に納期限が到来するもの(被災前に納期限が過ぎたものや納付済みのものは対象になりません)

☎税務課☎(21)0215

22 市県民税(個人)の減免

住家(家財)が被災した人は、被害の程度に応じて市県民税が減免になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。(国からの通知などで減免割合や条件が変わる場合があります)

対象となる税金

被災以後に納期限が到来するもの(ただし、被災前に納付済みのものは対象になりません)

必要な書類

市税減免申請書、罹災証明書など

☎税務課☎(21)0214

23 固定資産税および都市計画税の減免

所有する家屋などが被災した人は、被害の程度に応じて固定資産税・都市計画税が減免になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。(国からの通知などで減免割合や条件が変わる場合があります)

対象となる税金

被災以後に納期限が到来するもの(ただし、被災前に納付済みのものは対象になりません)

家屋、土地、償却資産

必要な書類

固定資産税・都市計画税減免申請書

☎税務課☎(21)0216

24 国民健康保険税の減免

住家が被災した人は、被害の程度に応じて国民健康保険税が減免になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。(国からの通知などで減免割合や条件が変わる場合があります)

必要な書類

国民健康保険税減免申請書、罹災証明書など

☎税務課☎(21)0214

25 介護保険料の減免

住家が被災した人は、被害の程度に応じて介護保険料が減免になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。(国からの通知などで減免割合や条件が変わる場合があります)

必要な書類

介護保険料減免申請書、罹災証明書など

☎税務課☎(21)0214

26 国県税の特別措置

被災した人について、国税(所得税、相続税、贈与税、源泉所得税、酒・たばこ・揮発油税)や県税(自動車税、自動車取得税、不動産取得税、個人事業税)を軽減したり、申告・申請・納付などの期限を延長したりする制度があります。詳しくは高梁税務署または岡山県備中県民局税務部へお問い合わせください。

☎(国税について)高梁税務署☎(22)2546 / (県税について)岡山県備中県民局税務部☎086(434)7012

27 災害家屋の土砂などの除去

災害で家屋に流入、または接近している土砂などを除去する費用を補助します。

対象

次の要件をすべて満たす人

①住宅などに土砂などが流入または接近し危険である人 ②土砂の除去必要量がおおむね5㎡以上である人

補助額

除去費用の50%以内、上限50万円

※当該世帯の生計中心者が市民税非課税世帯の場合の扶助額は、除去費の90%以内で限度額は90万円。

☎福祉課☎(21)0265

28 住宅の応急修理制度

自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室・台所・トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分を市が応急的に修理します。詳しくはまちづくり課へお問い合わせください。

対象

住宅が半壊し、自らの資金で応急修理ができない人、または大規模半壊により補修を行わなければ居住することが困難な人

※民間賃貸住宅借上げ制度(みなし仮設住宅)との併用はできません。

内容

応急修理は市が指定業者に依頼して実施します。修理限度額は1世帯あたり58万4000円で、同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなします。

必要な書類

申込時に提出する書類…応急修理申込書、罹災証明書、申出書(半壊のみ)

申し込み受理後に提出する書類(申込者または施工業者)…応急修理見積書、修理前の写真など

☎まちづくり課☎(21)0237

29 一時的な市営住宅の提供

被災した人に、市営住宅の空き住宅を無料で一時的に提供します。

対象

市内に居住している人で、災害により住宅の損壊が認められる人

内容

家賃は無料ですが、光熱水費・駐車料・共益費は必要です。また、「罹災証明書」が必要です。

※提供期間は状況によって相談に応じます。詳しくはお問い合わせください。

☎まちづくり課 (21) 0237

30 民間賃貸住宅借上げ制度(みなし仮設住宅)

住宅が全壊などの被害を受け、自らの資金では住居が確保できない人に、岡山県が民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供します。申し込み方法や条件など、詳しくはお問い合わせください。

対象

災害により住宅が全壊などの被害を受け、自らの資金では住居が確保できない人

※「住宅の応急修理制度」との併用はできません。すでに個人で契約して入居している場合でも、貸主の同意が得られる場合には対象になる場合があります。

☎まちづくり課 (21) 0237

31 母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付け(住宅資金)

災害により、家財の破損、住宅の全壊・半壊、またはこれらに準ずる被害を受けた母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対して住宅資金の貸し付けなどを行います。

内容

①貸付限度額…200万円(特別) ②償還期間…据置期間6カ月後、7年以内(特別) ③貸付利率…連帯保証人ありの場合は無利子 ④連帯保証人なしの場合は年1.0%

※据置期間は被災の程度に応じ2年を超えない範囲で延長可能です。「罹災証明書」は不要です。

☎こども未来課 (21) 0288

32 母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付け(償還期間の猶予)

災害より前に貸し付けを受けた人が、災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合に、償還金の支払いを猶予します。1年以内で償還金の支払猶予期間を設けることができ、猶予期間中は利子がかかりません。

※「罹災証明書」が必要です。

☎こども未来課 (21) 0288

33 児童扶養手当支給制限の解除

児童扶養手当支給対象者のうち、所得制限により手当の減額または支給停止されている人が災害により被害を受けた場合、児童扶養手当の支給制限の適用が解除される場合があります。

対象

災害により所有する住宅・家財ごとに、被害金額(保険や損害賠償金などにより補充された金額を除く)がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けた人

※「罹災証明書」は不要です。

☎こども未来課 (21) 0288

34 幼稚園・保育園・こども園の保育料の減免

保育料の減免を受けることができる場合があります。詳細が決まり次第お知らせします。
※「罹災証明書」が必要です。

☎こども未来課☎(21) 0264

35 学童保育保護者負担金の減免

学童保育保護者負担金が減免になる場合があります。詳細が決まり次第お知らせします。
※「罹災証明書」が必要です。

☎こども未来課☎(21) 0264

36 学用品の給与

対象

住宅が全壊・流失・半壊、または床上浸水の被害により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒および高校などの生徒

※床下浸水は対象になりません。

支給対象品目(現物支給)

- ①正規の教材(ワークブック、カスタネット、鍵盤ハーモニカ、たて笛、裁縫用具など)
- ②文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規など)
- ③通学用品(運動靴、体操着、傘、長靴など)

申請

在籍する学校を経由して申請してください。

※「罹災証明書」が必要です。

☎学校教育課☎(21) 1508

37 事業者向け罹災証明書の交付

店舗、事務所、工場などが浸水で罹災した事業者に「罹災証明書」を交付します。

必要な書類

罹災証明願(事業者用)、委任状、被害状況のわかる写真、罹災した事業所などの代表者印(災害により印鑑がない場合は不要)

証明書の発行

原則即日交付します。(被害状況が分からない場合は現地確認などの被害認定調査後に交付)

☎産業観光課☎(21) 0229

38 セーフティネット保証4号の適用(災害関連)

災害により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行います。

認定の要件

- ①高梁市において1年以上継続して事業を行っていること
- ②「平成30年7月豪雨」の影響を受けた後、原則として最近1カ月の売上高などが、災害発生直前の同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高などが災害など発生直前の同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

融資の流れ

対象となる中小企業は「認定申請書」と「その事実を証明する書面等」を添付して産業観光課に提出してください。認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関または保証協会に対して、保証付き融資を申し込みください。(本認定とは別に、金融機関及び保証協会による金融上の審査があります)

必要な書類

認定申請書(2部)、売上高比較表、市内において1年間以上継続して事業を行っていることを証する書類、売上高の減少が分かる書類、社外の代理人による申請の場合は委任状

☎産業観光課☎(21) 0229

39 災害復旧貸付

災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の災害復旧に必要な設備資金および長期運転資金を別枠の限度額で融資を行うものです。

対象

災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者

内容

	中小企業事業	国民生活事業
金利 (6月13日現在 貸付5年)	基準利率 1.16%	基準利率(災害貸付)1.36%
貸付限度額	別枠で1億5,000万円 (代理貸付は7,500万円)	各貸付制度の上限額に上乗せ3,000万円 (代理貸付は1,500万円)
貸付期間	設備 15年以内/運転 10年以内	適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる ※普通貸付を適用した場合は10年以内
据置期間	2年以内	

平成30年7月豪雨災害による特例措置

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨および暴風による災害により被害を受けた事業所、または主要な事業用資産について全壊・流出・半壊・床上浸水、その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた場合は下記の特例措置が適用されます。

特例措置の内容

利率…融資後3年間、「災害復旧貸付」の利率を0.9%引下げ

利率引下げ適用の限度額…1,000万円(中小企業団体は3,000万円)

☎(中小企業事業)日本政策金融公庫岡山支店 ☎086 (222) 7666

(国民生活事業)日本政策金融公庫倉敷支店 ☎086 (425) 8401

40 雇用調整助成金の特例

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業や教育訓練など労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当や賃金などの一部を国が助成する制度です。

特例の対象となる事業主

平成30年7月豪雨による災害に伴い、経済上の理由により休業などを余儀なくされた事業所の事業主

特例措置(要件緩和など)

- ①生産指標の確認期間を「3カ月」から「1カ月」へ短縮
- ②豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象
- ③最近3カ月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
- ④休業を実施した場合の助成率を、中小企業「3分の2」から「5分の4」、大企業「2分の1」から「3分の2」へ引き上げる
- ⑤支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長
- ⑥雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6カ月未満の労働者も助成対象
- ⑦受給制限を廃止(満3日から1年経過、過去の受給日数など)

計画届の提出時期の適用

休業などに係る計画届は事前の提出が必要ですが、平成30年10月16日までに提出があったものについては休業などの前に提出されたものとしします。

☎ハローワーク高梁 ☎(22) 2291

41 雇用保険支給の特例

被災区域の事業所の労働者が災害により休業または一時離職した場合に雇用保険の失業給付を受給できる特例措置があります。

内容

- ①災害により事務所が休止・廃止したために休業手当が支払われない人については、実際に離職していなくても基本手当を受給できます。
- ②災害により事業所が休止・廃止したために一時的に離職した人については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できます。

対象

雇用保険に6カ月以上加入している人

☎ハローワーク高梁 ☎(22) 2291

42 豪雨災害で被害を受けた事業者に対する特別相談窓口

窓 口	相談内容	電話番号
高梁商工会議所	被災事業者への支援(経営安定相談、各種施策活用、取引支援など)	(22)2091
備北商工会	被災事業者への支援(経営安定相談、各種施策活用、取引支援など)	(42)2412
高梁市産業観光課	「り災証明書」の発行	(21)0229
岡山県信用保証協会倉敷支所	金融・取引環境の変化に寄る経営の安定化など	086(425)3103
日本政策金融公庫倉敷支店	災害復旧貸付、各種融資や返済についての相談など	086(425)8401
岡山県中小企業支援センター	中小企業からの経営、金融、下請取引など経営全般の相談	086(286)9626
岡山県よろず支援拠点	融資制度や経営支援の相談など	086(286)9667
ハローワーク高梁	雇用調整助成金、事業主・労働者等からの労働関係各種相談など	(22)2291
新児労働基準監督署	事業主・労働者等からの労働関係各種相談など	0867(72)1136
岡山県社会保険労務士会	労働関連法令に基づく各種手続きなど	086(226)0164

43 農地・農業用施設災害復旧工事

農地・農業用施設(農道・水路など)が被災した場合に、災害復旧工事に取り組むことができます。

対象

耕作されている農地で、被災された面積が1a(100m²)以上および被害額が40万円以上の算定となるもの。農業用施設は受益戸数が2戸以上のものに限り、ます。

※復旧工事費の一部自己負担が必要です。

☎農林課 ☎(21) 0222

44 林地災害復旧工事

林地が被災した場合に、災害復旧工事に取り組むことができます。

対象

地域森林計画区域内で、保全対象(人家、公共施設など)が2戸以上の林地に限り、ます。

※復旧工事費の一部自己負担が必要です。

☎農林課 ☎(21) 0225

45 農林漁業セーフティネット資金

貸付条件

貸付限度額…(一般)600万円以内/ (特認)年間経営費などの12分の3以内

融資期間…10年以内

据置期間…3年以内

※農業者関係は対象が認定農業者や認定新規就農者などに限られます。「罹災証明書」が必要です。

☎(農業関係)びほく農業協同組合信用課 ☎(22) 4556

(林業関係)(株)日本政策金融公庫岡山支店 ☎086 (232) 3612

46 農林漁業施設資金(災害復旧施設)

貸付条件

貸付限度額…負担額の80%、または1施設当たり300万円(特例…1施設あたり600万円)のいずれか低い額

融資期間…15年以内

据置期間…3年以内

※農業関係は対象が認定農業者や認定新規就農者などに限られます。

☎(農業関係)びほく農業協同組合信用課☎(22)4556

(林業関係)(株)日本政策金融公庫岡山支店☎086(232)3612

47 農業共済の補償

水稲などの農業共済に加入している人や建物共済の総合共済に加入している人で、一定の減収被害を受けた人や建物・園芸施設(ビニールハウスなど)に被害があった人は共済金を受け取ることができます。詳しくはお問い合わせください。

☎農業共済センター☎(21)0350

48 生活道整備事業補助(災害復旧工事)

私道が被災した場合に、災害復旧工事に取り組むことができます。

対象(①~⑤の全てを満たす場合)

①道路の一端が公道に接している ②道路の幅員が2.0m以上 ③道路が築造後5年以上経過している

④工事完成後5年以内に掘削する計画がない ⑤道路の土地所有者および受益関係者が市税を完納している

対象経費

申請額、または国が定める土木工事標準積算基準に基づき積算した額のいずれか少ない額

補助率・限度額

10分の9以内・限度額300万円

必要な書類

申請書、添付書類(事業計画および収支予算書、事業施行同意書、維持管理等に関する確約書、工事見積書、図面など)

☎建設課☎(21)0232/西部土木事務所☎(45)4510

49 小規模建設工事助成(災害復旧工事)

市道・河川・赤線(里道)・青線(水路)が被災した場合に、地区で災害復旧工事に取り組むことができます。

対象

受益者が複数あり、地区の合意に基づくもので用地、隣地と利害関係人の同意があること

助成内容

小型重機・運搬車両などの重機借上料に対する助成金の交付および施工に必要な砕石などの材料の支給(限度額50万円)

必要な書類

申請書、添付書類(見積書、施工場所・内容の分かる図面)、着手前写真

☎建設課☎(21)0232/西部土木事務所☎(45)4510

50 市貸し付け奨学金返還の猶予

被災により市貸し付け奨学金の返還が困難な場合、返還の猶予をすることができる場合があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。

☎教育総務課☎(21)1500/介護保険課☎(21)0299

医療連携課☎(21)0304/こども未来課☎(21)0264

51 平成 30 年 7 月豪雨消費者トラブル 110 番について

被災地域の人を対象に、国民生活センターが消費生活に関する相談を受け付けます。

電話番号

☎0120-7934-48 (通話料無料)・IP電話は☎03(5793)4100 (通話料は自己負担)

開設時間

午前 10 時～午後 4 時(土・日曜日、祝日も対応)

問 市民課☎(21)0254

52 災害で運転免許証を無くした人・破損された人の再交付手続き

被災した人は無料で運転免許証の再交付ができます。被災した人で、すでに再交付手続きを終えた人には支払い済みの手数料が還付(返金)されます。(該当者には別途連絡があります)

再交付に必要な書類

手数料免除申請書(受付窓口にて用意されています)、「罹災証明書」の写しまたは申立書(受付窓口にて用意されています)、本人が確認できる物など(ない場合は個別に聴取されます)

問 岡山県警察本部運転免許課☎086(724)2200/高梁警察署交通課☎(22)0110

53 運転免許証の有効期間の延長

被災した地域に在住し、有効期間の末日が平成 30 年 6 月 28 日から平成 30 年 11 月 29 日までの人は、運転免許証の有効期間が延長され、平成 30 年 11 月 30 日まで有効となります。

※ 11 月 30 日までに更新手続きが必要です。

問 岡山県警察本部運転免許課☎086(724)2200/高梁警察署交通課☎(22)0110

54 各種法律関係相談窓口(生活再建に利用できる相談窓口)

岡山弁護士会所属の弁護士との電話による相談

平成 30 年 9 月 30 日まで実施します。時間は正午～午後 4 時(土・日曜日、祝日含む)です。

災害法律相談無料電話相談ダイヤル☎0120-888-769

岡山弁護士会所属の弁護士との面談による相談

災害関連と交通事故のみ無料で、面談時間は 40 分以内です。予約受付時間は午前 9 時～午後 5 時(平日のみ・祝日を除く)

法律相談センター予約専用ダイヤル☎086(234)5888

55 電気料金などに関する特別措置

災害により家屋損壊などの被害を受けた人には次のような特別措置があります。詳しくは中国電力高梁セールスセンターへお問い合わせください。

特別措置の内容

電気料金の支払期日の延長/不使用月の電気料金の免除/工事費負担金の免除/臨時工事費の免除/基本料金の一部免除/諸工料の免除

問 中国電力高梁セールスセンター☎0120-413-826 (通話料無料)

56 自然災害を補償する損害保険について

自然災害を補償する損害保険について、契約内容の確認などの相談を受け付けています。災害により契約書類などを紛失された場合など、下記の自然災害等損保契約照会センターへお問合せください。

自然災害等損保契約照会センター(☎0120-501-331 (通話料無料))

受付時間は午前 9 時 15 分～午後 5 時(土・日・及び 12 月 30 日～1 月 4 日をのぞく)

※災害救助法が適用された地域で、家屋などの流失・焼失などにより損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った人について、損害保険の契約有無の照会を受け付けています。

問 一般社団法人 日本損害保険協会 相談窓口 そんぽADRセンター☎0570-022-808
(ナビダイヤルの通話料は有料)